

開催された定例議会、臨時議会の審議結果報告

◆ 第3回定例会 ◎ 9月10日～13日

議 件 名	内 容
公の施設の使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定	消費税率の引上げ、健康増進を目的とした体育施設の利用促進を踏まえて、公の施設の使用料等の見直しを行う。
新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正	欠格条項から成年被後見人又は保佐人に関する記述を削除
新十津川町税条例等の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税割の税率については100分の9.7から100分の6に軽減 ・軽自動車税の税率改正 ・自動車取得税が廃止され環境性能割が導入される。
新十津川町印鑑条例の一部改正	住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名に「旧氏」を追加する。
新十津川町児童生徒就学援助条例の一部改正	援助項目に「小学校又は中学校を卒業する児童、生徒に対して通常制作する卒業アルバム、卒業記念写真等の購入費」を追加する。
新十津川町定住促進条例の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者の転入前の時期を「1年」から「3年」に改める。 ・新築・中古住宅取得奨励金の額をそれぞれ20万円減額 ・交付対象者又はその配偶者の父又は母が町民であるときは奨励金の額に20万円を加算する。 ・「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。
新十津川町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正	<p>10月1日から国が行う幼児教育、保育の無償化事業に伴い子ども、子育て支援法を改正し利用者負担を無償化する措置が講じられるため本条例を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理 ・特定教育・保育施設等との連携は町長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和及び免除が新たに追加 ・連携施設の確保が著しく困難な場合は連携施設を確保しないことができる期間が「5年」から「10年」に改正
令和元年度新十津川町一般会計補正予算	<p>歳入歳出それぞれ6,367万8千円を追加。総額を71億1,265万7千円とする。</p> <p>[主な内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレミアム付商品券事業 3,000万円 ・幼児教育無償化事業 1,648万7千円 ・合併浄化槽設置整備 50万8千円 ・林業整備等の業務委託料 446万5千円 ・学園沢川の補修費用 718万3千円
// 農業集落排水事業特別会計補正予算	<p>歳入歳出それぞれ135万3千円を追加。総額を3,151万3千円とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和地区農業集落排水処理場機器修繕費 135万3千円
専決処分の報告	<p>総合健康センター屋上防水及び外壁塗装工事（第3工区） 変更後の額 6,204万6千円（48万6千円の増） [理由] 外壁ひび割れ補修の箇所数及び廃棄物処分量の確定による。</p>
新十津川町教育委員会委員の任命	荒山直人さん（再任）
新十津川町固定資産評価審査委員会委員の選任	横山幸昌さん（新任）